平成24年6月1日 第2390号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

告 示

○種畜証明書の書換交付の通報(283・畜産振興課)
○特定漁港漁場整備事業計画の変更の予定及び特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧(284・水産漁
港課)
○皆伐面積の限度(285・森林整備課)・・・・・・・・・・・・2
○大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(286・商業貿易課) 4
〇建築基準法による道路位置の指定の廃止(287 ・由利地域振興局建設部) 5
〇建築基準法による道路位置の指定(288 ・由利地域振興局建設部)
○建設業の許可の取り消し(289・仙北地域振興局総務企画部)・・・・・・・・・・5
公告
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活力創造課) … 6
選挙管理委員会告示
○政治団体の設立の届出(47)6
〇政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(48) · · · · · · 6
○政治団体の解散の届出(49)・・・・・・9
○政治団体の収支に関する報告書(50)9
\bigcirc 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(5 1) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
〇公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(5 2) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○政治団体の収支に関する報告書(53)

告

示

秋田県告示第283号

種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があったので、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条 第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種 証明書 番 号	名 前	品種	生年月日 産 地	等級	飼養者の住所氏名
平23 秋田県 1 第15号	篤 桜 (全和黒原4331)	肉用牛 黒毛和種	H13.3.12 秋田県由利本荘市	1級	秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷 地13-3 秋田県畜産試験場
平23 秋田県 1 第16号	龍 平 (全和黒原4454)	肉用牛	H14.7.2 秋田県大仙市	2級	秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷 地13-3 秋田県畜産試験場
平23 秋田県 1 第17号	松昭秀 (全和黒13860)	肉用牛 黒毛和種	H15.3.13 秋田県大仙市	1級	秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷 地13-3 秋田県畜産試験場
平23 秋田県 1 第18号	堅 義 (全和黒原4720)	肉用牛	H16.4.20 秋田県大仙市	1 級	秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷 地13-3 秋田県畜産試験場

平23 秋田県 1	義平福	肉用牛	H18.4.17	1級	秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3	
第21号	(全和黒原5055)	黒毛和種	秋田県雄勝郡羽後町		秋田県畜産試験場	
平23 秋田県 1	篤 福	肉用牛	H18.7.2	1級	秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3	
第22号			秋田県仙北市	1 ///	秋田県畜産試験場	
平23 秋田県 1	篤隼福	肉用牛	H19.10.8	1級	秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3	
第23号	(全和黒原5219)	黒毛和種	秋田県大仙市	1 ///X	秋田県畜産試験場	

秋田県告示第284号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を変更するので、 同条第11項において準用する同条第4項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画変更書案の写し
- 2 縦覧期間 平成24年6月1日から同月21日まで
- 3 縦覧場所 農林水産部水産漁港課及び山本地域振興局農林部

秋田県告示第285号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成24年度における保安林の皆伐による立 木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可 をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成24年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

	\\.				皆伐面積の限度たる面	面積 (残存許容限度)					
同一	・の単位	:とさ	れる保	安林	水源かん養保安林 (ヘクタール)	土砂流出防備保安林 (ヘクタール)	所在市町村				
米	代	Ш	上	流	1,597.67	7.67 74.44 鹿角市、小坂町					
米	代	Ш	中	流	1,797.58	1,797.58 193.93 大館市、北秋田市					
阳		仁		JII	1,689.53	111.88	北秋田市、上小阿仁村				
米	代	Ш	下	流	762.64	94.36	能代市、藤里町				
水		沢		JII	318.80	84.00	八峰町				
Ξ		種		JII	54.60	36.14	三種町				
馬	場		目	JII	236.66	7.60	潟上市、五城目町、井川町				
男	鹿		地	X	4.84	7.10	男鹿市				
太		平		JII	228.02	5.70	秋田市				
雄	物	Щ	下	流	591.29	73.90	秋田市、大仙市				
玉				Ш	1,224.11	100.74	仙北市				
Ш		П		JII	229.59	33.14	大仙市、美郷町				

平	鹿		地	区	476	.76	61	98	横手市	
皆		瀬		Ш	513	.63	170).85	湯沢市、横手市、東成瀬村	
雄	物	Ш	上	流	717	7.89	106	5.12	湯沢市、羽後町	
子	吉	Ш	下	流	207	7.07	48	3.99	由利本荘市	
子	吉	Ш	上	流	603	.26	95	5.86	由利本莊市、羽後町	
白		雪		Ш	188	.98	ç	9.41	由利本荘市、にかほ市	
	同	一 の.	単位と	される	。保安林	(残存	の限度たる面積 許容限度) カタール)	所	在 市 町 村	
	八		峰	飛砂	防備保安林		9.22	八峰町		
	能		代		"		17.62	能代市		
	三		種		"		0.40	三種町		
	男		鹿		"		1.90	男鹿市		
	潟上·	・秋日	北		"		1.04	秋田市、潟	上市	
	秋	田	南		"		23.38	秋田市		
	由利	本	荘		"		6.88	由利本荘市		
	K	か	ほ		"		0.10	にかほ市		
	八		峰	防風	保安林		0.96	八峰町		
	Ξ		種		"		0.24	三種町		
	男		鹿		"		12.46	男鹿市		
	秋	田	南		"		0.62	秋田市		
	米代	川上	流	干害	防備保安林		0.64	鹿角市		
	米代	川中	流		"		23.42	大館市、北	秋田市	
	阿	仁	Ш		"		1.82	北秋田市		
	米代	川下	流		"		3.00	藤里町		
	三	種	Ш		"		34.12	三種町		
	馬場	i 🗏	Ш		"		42.02	潟上市、井	川町	
	男 鹿	地	区		"		1.20	男鹿市		
	太	平	Ш		"		1.00	秋田市		
	雄物	川下	流		"		7.90	秋田市、大	仙市	
	玉		Ш		"		4.74	仙北市		
	Ш	口	Ш		"		3.26	大仙市、美	郷町	

平 鹿	地区	干害防備保安林	2.56	横手市
皆	瀬川	"	7.00	湯沢市、東成瀬村
雄物	川上流	"	3.58	湯沢市
子吉,	川下流	"	15.18	由利本荘市
子吉	川上流	"	2.34	由利本荘市
白	雪川	"	2.94	にかほ市
秋	Ш	保健保安林	7.64	秋田市
河	辺	"	0.62	秋田市
角	館	"	0.64	仙北市
田 ;	沢湖	"	2.58	仙北市
皆	瀬	"	0.28	湯沢市
本	荘	"	0.20	由利本荘市
五. :	城 目	"	2.38	五城目町

秋田県告示第286号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づく大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 株式会社ジョイス 代表取締役 小苅米 秀樹 岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンスーパーセンター美郷店 仙北郡美郷町南町字南高野6番 外30筆
- (3) 変更しようとする事項

ア 小売業を行う者の開店時刻

- (ア) 変更前 午前9時(イ) 変更後
- (イ) 変更後 午前7時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (ア) 変更前 午前8時45分から午後9時15分まで
 - (イ) 変更後 午前6時45分から午後9時15分まで
- (4) 変更する年月日平成24年6月1日
- (5) 変更する理由

社会的な電力不足及びシニアマーケットに対応するため

2 届出年月日

平成24年5月22日

- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所

県庁本庁舎1階 県政情報資料室 美郷町役場 商工観光交流課

(2) 縦覧期間

平成24年6月1日から同年10月1日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第287号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

平成24年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の廃止箇所	道路の延長	道路の幅員	廃止年月日
愛知県名古屋市東区白壁四 丁目79番地の2 グランド メゾン白壁櫻明荘401 鬼頭 明彦	由利本荘市岩渕下254 番の内、263番1の 内、264番1の内、265 番1の内	70.50メートル	10.00メートル	平成24年 5 月24日

秋田県告示第288号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第10条の規定に基づき、公告する。

平成24年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名 道	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
J目79番地の2 グランド メゾン白壁櫻明荘401 番 25	由利本荘市岩渕下243 番2の内、254番1、 255番の内、257番1の 内、258番1	57.89メートル	6.82メートル~ 7.44メートル	平成24年 5 月24日

秋田県告示第289号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

 処分をした年月日 平成24年5月17日 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社藤田重機

大仙市豊岡字田ノ尻182番地

代表取締役 藤 田 東 清

秋田県知事許可 (般-19) 第60266号

3 処分の内容

とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成24年5月17日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年6月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日 平成24年5月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 グランファーマ
- 3 代表者の氏名

小松良二

4 主たる事務所の所在地 秋田県由利本荘市西目町西目字下中沢25番地

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県において、一人暮らしの高齢者や社会生活上の困難を抱えている人々(以下利用者)に対し福祉サービス事業を行い、利用者が社会的に孤立することなく豊かな人間関係とつながりを保ちながら地域で安心して暮せるよう支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第47号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、平成24年3月1日から同年4月30日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 その他の政治団体
 - イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名		届出年月日
石井光雅後援会	石 井 亥 治	石 井 利 彦	南秋田郡五城目町馬場目字寺庭60番 地	平成24年3月7日

秋選管告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定により、平成24年3月1日から同年4月30日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

		内容	
政治団体の名称	異動事項		届出年月日

			新	IΗ	
自由民主党男鹿支部	会計責	任 者	伊勢谷 寿	山下正三	平成24年3月27日
自由民主党平鹿町支部	会計責	任者	山 田 貞 吉	飯 野 由見雄	平成24年3月2日
自由民主党秋田県横 手市第一支部	会計責	任 者	伊 藤 俊 悦	佐々木 康 雄	平成24年4月16日
自由民主党秋田県看 護連盟支部	会計責	任者	藪 田 ミツ子	大 山 澄 子	平成24年3月26日
自由民主党秋田県土 地改良支部	会計責	任者	柳原守	小 玉 易五郎	平成24年4月19日
自由民主党秋田県木 材産業支部	会計責	任 者	木 村 充	兒 玉 實	平成24年3月16日
自由民主党秋田県電	主たる事程 所 在	务所の 地	秋田市東通七丁目7-38	秋田市東通2-13-16	亚出24年 4 日 0 日
気通信支部	代 表	者	天 野 直 樹	沖 田 健 一	平成24年4月9日
日本共産党仙北地区 委員会	会計責	任 者	藤田和久	富 岡 昭	平成24年3月19日

2 その他の政治団体

政治団体の名称		田台	制車	î Tă						内		名	\$		 届出年月日
以们凹体97石称	異動事項				新			旧				畑田平月日 			
秋田県看護連盟	会	計	責	任	者	藪	田	3.	ッ子		大	Щ	澄	子	平成24年3月26日
秋田県造園協会政治 連盟	会	計	責	任	者	渡	会	信	紀		船	木	春	雄	平成24年3月1日
秋田県電気工事政治 連盟	代		表		者	千	葉	三日	四郎		嶋	田		弘	平成24年 4 月18日
秋田県土地改良政治 連盟	会	計	責	任	者	柳	原		守		小	玉	易丑	工 良区	平成24年4月19日
秋田県農協政治連盟 秋田しんせい支部	代		表		者	畠	山	勝	_		阿	部	和	雄	平成24年3月29日
秋田県農協政治連盟 秋田やまもと支部	会	計	責	任	者	佐々	木		敬		畠	Щ	隆	俊	平成24年3月1日
秋田県木材産業政治 連盟	会	計	責	任	者	木	村		充		兒	玉		實	平成24年3月16日
秋田山王トライ政策	代		表		者	北	嶋	幸	悦		長	澤			平成24年3月22日
研究会	会	計	責	任	者	北	嶋	幸	悦		長	澤		_	十 <u> </u>
秋田地域政策研究会	主流	たる	事	務所	· の 地	大作	山市フ	大曲日	白金町	月2-8	仙‡ 32	上郡。	美郷田	丁金沢字元東根	平成24年3月15日
石井章司後援会	会	計	責	任	者	石	井	鉄	美		石	井	政	勝	平成24年3月22日
伊藤文雄後援会	会	計	責	任	者	伊	藤	文	雄		伊	藤	<i>J</i> \ <i>J</i>	レヱ	平成24年3月30日
	主所	たる	事	務所	の 地	大飢	市气	字観音	音堂5	554 – 1	大飢	官市ス	と 門 育	ή́83	
近江屋信広大館後援 会	代		表		者	石	井	好	二		近江	工屋	信	広	平成24年3月30日
	会	計	責	任	者	石	井	友	子		牧	野	純	夫	
大館力再生市民会議	主流	たる	事	務所	· の 地	大飢	官市村	丙沢:	字狐市	台2番46号	大飢	官市章	幸町 2	2番26号	平成24年3月22日
小野寺まこと後接会	代		表		者	石	塚		映		石	塚		隆	平成24年3月26日

	主たる事務) 所 在	斯の 地	横手市上境字番匠田111	横手市赤坂字上後野241-2	
小原まさてる後援会	会計責任	: 者	小 原 正 晃	赤穂祥之	平成24年3月30日
かめだ利美後接会	代 表	者	亀 田 正 己	今 泉 孟 人	平成24年4月11日
工藤新一後援会	主たる事務 所 在	 折の 地	秋田市御野場4-10-9	秋田市御野場7-1-12	平成24年4月5日
工藤よしのり後援会	代 表	者	田中玲子	高 泉 宏 作	平成24年4月2日
小林信後援会	代 表	者	田 中 厳	田 中 健太郎	平成24年3月23日
小松隆明後援会	主たる事務 所 在	斯の 地		大仙市刈和野字愛宕町7-1	平成24年4月2日
近藤健一郎後援会	代 表	者	武 石 一 男	高 田 浩 三	平成24年4月5日
今野英元後援会	代 表	者	木 村 一 美	小 松 正 毅	平成24年3月12日
佐々木正明後援会	代 表	者	斉 藤 正 治	佐々木 正 人	平成24年3月9日
佐藤こうえつ後援会	会計責任	: 者	佐 藤 宏 悦	佐 藤 久美子	平成24年3月28日
从本 1 以 2 : 2 2 2 2 4 2 A	代 表	者	菅 原 茂	佐藤軍二	五十04年 4 日 4 日
佐藤みじろう後援会	会計責任	: 者	富田早苗	伊 藤 市 雄	平成24年4月4日
柴田まさとし後援会	代 表	者	小笠原 恒 男	佐々木 孝 志	平成24年4月27日
新秋田経営同友会	会計責任	: 者	太田健一	伊 藤 剛 樹	平成24年3月27日
菅大輔後援会	主たる事務 所 在	折の地	大館市花岡町字神山76	大館市御成町三丁目5-11	平成24年4月26日
鈴木さとし後援会	代 表	者	福木幹郎	手 塚 功	平成24年3月30日
高久昭二後援会	代 表	者	佐々木 敏 男	渡 部 清 幸	平成24年4月24日
高橋せいご後援会	代 表	者	加賀谷 徹	小 野 武	平成24年3月28日
田中よくお後援会	代 表	者	田中翼郎	金 野 晃 良	平成24年3月21日
田村斉後援会	代 表	者	近 藤 巧	桐越健一郎	平成24年4月10日
富樫孝後援会	会計責任	:者	富 樫 清 幸	富 樫 正	平成24年4月18日
仲沢セイヤ後援会	代 表	者	田 畑 宗 秋	大 沢 政 美	平成24年3月12日
沼谷純後援会	会計責任	:者	高 野 正 之	赤穂祥之	平成24年4月2日
芳賀洋介後援会	会計責任	者	芳 賀 孝 夫	赤穂祥之	平成24年4月2日
博友会	主たる事務 所 在		大仙市北長野字蓬田98番地 1	大仙市若竹町24-4	平成24年3月30日
八竜町さいとう滋宣 後援会	会計責任	者	田 村 広	田 村 重 春	平成24年3月29日
PRU秋中政治センター	会計責任	:者	柴 田 澄 世	進藤勝則	平成24年4月12日
藤井春雄後援会	主たる事務 所 在	折の 地	大仙市高梨字田茂木73-5	大仙市大花町8-35	平成24年3月16日
藤井春雄を励ます会	主たる事務 所 在	折の地	大仙市高梨字田茂木73-5	大仙市大花町8-35	平成24年3月16日
ふるさと大館新生の 会	主たる事務 所 在	折の 地	大館市字観音堂554-1	大館市水門前83	平成24年3月30日

							木	サコ	F子	岡	崎	忠	勝	平成24年3月23日
横手トライ政策研究 会	会	計	責	任	者	伊	藤	大	輔	Ξ	河	研大	C.自ß	平成24年4月19日
秋田県建築士事務所 政経研究会	代		表		者	佐	藤	友	_	渡	邊	淳	悦	平成24年4月2日

秋選管告示第49号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、平成24年3月1日から同年4月30日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成24年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
秋田県造園協会政治連盟	佐々木 吉 和	平成24年2月27日	平成24年3月1日
石井章司後援会	石 井 良 雄	平成24年3月1日	平成24年3月22日
伊藤英紀後援会	小 林 信 一	平成24年3月26日	平成24年4月19日
伊藤文雄後援会	伊 藤 文 雄	平成24年3月30日	平成24年3月30日
近江湖静後援会	高 橋 昭 二	平成23年12月25日	平成24年4月13日
柿崎八郎後援会	佐々木 昭 一	平成24年3月31日	平成24年4月4日
加藤与志元後援会	柏木考悦	平成23年12月31日	平成24年3月21日
北村みのる後援会	藤田廣一	平成23年12月30日	平成24年3月1日
小林ひろあき後援会	小 林 克 造	平成23年12月31日	平成24年3月19日
佐々木勇後援会	佐々木 千穂子	平成24年3月4日	平成24年3月6日
佐々木鐵美後援会	佐々木 誠 悦	平成24年2月29日	平成24年3月5日
佐藤げん一後援会	佐藤 久右衛門	平成24年3月12日	平成24年3月15日
佐藤たくお後援会	今 野 儀 市	平成23年12月20日	平成24年3月15日
菅原憲治後援会	柴 田 三 郎	平成24年3月10日	平成24年4月2日
舘岡ゆきお後援会	舘 岡 幸 雄	平成24年3月31日	平成24年4月2日
福田穣支援会	目 時 信 弥	平成24年3月15日	平成24年3月26日
三浦彬後援会	須 田 薫	平成24年3月17日	平成24年4月4日
吉田仁吉郎後援会	吉 田 稲 穂	平成24年3月28日	平成24年4月26日

秋選管告示第50号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成24年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
- Ⅱ 報告書の要旨
- 1 収入及び支出のある団体
- (1) その他の政治団体

政治団体の名称 **北村みのる後援会** (平成23年分)

報告年月日 平成24年3月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

<u>43</u>円 43円 0円

前年からの繰越額 本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

- 2 収入及び支出のない団体
- (1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
近江湖静後援会(平成23年分)	平成24年4月10日
加藤与志元後援会(平成23年分)	平成24年3月21日
小林ひろあき後援会(平成23年分)	平成24年3月19日
佐藤たくお後援会(平成23年分)	平成24年3月15日

秋選管告示第51号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事 項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

)	届出	金管理団体の出事項の異動公職の種類		資金管理団	異動事項	内	容	届出年月日			
	の居の氏		をした	た者	公職の理規	体の名称	共 新 争	新	旧	油山平月日	
	左々		博	嗣	秋田県議会議	博友会	主たる事務所	大仙市北長野字	大仙市若竹町24	平成24年3月30日	
	エベ	//	18	川川	員	時	の所在地	蓬田98番地1	番4号	十八八八十二十八八八十八八十八八十八八八十八八十八八八十八八十八八十八八十八八十	
-	坛	井	春	雄	市議会議員	藤井春雄を	主たる事務所	大仙市高梨字田	大仙市大花町8	平成24年3月16日	
]	藤井		4	<i>以</i> 庄	川 武 云 武 貝	励ます会	の所在地	茂木73-5	- 35	十成24年3月10日	

秋選管告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定 の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

			型団体 計出を		公職の種類	J	权	ŋ	消	L	た	資	金	管	理	团	1	本		届出年月日
			名	1 U	ム・戦・シハ生が	名		ŧ	称	主な	こる	事務所	折の原	近在:	地	代表	長者	氏名	<u></u>	畑田千万日
舒	î	岡	幸	雄	町議会議員	舘岡ゆ	きこ	お後持	爰会	南秋 町27	〈田君 77	邓 五5	成目	町字	上	官同	町	幸	雄	平成24年4月2日

秋選管告示第53号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出され たので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成24年6月1日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- I 種類 平成24年4月30日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書
- Ⅱ 報告書の要旨(平成22年分)
- 1 収入及び支出のある団体
- (1) その他の政治団体

政治団体の名称 佐藤照雄後援会

報告年月日 平成24年3月28日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

2 収入及び支出のない団体

- 36,576円 36.576円
 - 0円

0円

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日						
佐藤こうえつ後援会	平成24年3月28日						
門脇しょういち後援会(清流会)	平成24年3月7日						
かめだ利美後援会	平成24年3月13日						
渡部聖一後援会聖友会	平成24年3月27日						

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号 電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)